

福祉部保護福祉課内

TEL 0173-35-2166 FAX 0173-35-9901

メール soudan@city.goshogawara.lg.jp

【相談時間】(問い合わせ時間も同じです) 午前8時30分から午後5時15分まで 【相談日】

開庁日(土日祝はお休みです)

白

立

相

談

援

関

よ

る

援

事

例

A さん(38歳男性)

長期ひきこもりのケース

Aさんは、両親と3人暮らし。 高校を中退 後、一時アルバイトを経験したもののすぐ に辞めて家に引きこもるようになりました。 父親(80歳)は、無口で、とても厳格な性 格で、母親(78歳)は、もともと病気がち で足腰も弱いものの、身の回りのことはあ る程度対応可能です。父親の厚生年金が 家計の中心になっており、母親が管理して います。

Bさん(26歳男性)

求職者への支援のケース

Bさんは、高校時代にいじめに遭い、同 年齢の人間関係を避けがちになりました。 そのようなこともあり、県外の専門学校に 進学し、卒業後は、飲食店に住み込み就労 しました。しかし、職場でのトラブルをきっ かけに、職場を無断で休みがちになり、解 雇されてしまいました。その後も就職に結 びつかず、求職活動も途切れるようになっ てしまいました。

Cさん(47歳男性)

貧困の連鎖防止のケース

Cさんは、妻と娘の3人暮らし。飲食店を 経営していましたが、不況のため廃業に追 い込まれました。妻(46歳)は、夫が仕事 を失って以来、家計を支える役割を担うよ うになり、現在はパートを3つ掛け持ちし ています。長女(14歳、中学校2年生)は、 中学入学後、勉強についていけなくなり、学 校を休みがちとなりました。夜遊びも増え ました。

Dさん(32歳女性)

緊急支援のケース

D さんは、IT 関連会社に正社員として就 職しましたが、業績悪化によりリストラされ ました。その後、非正規でIT関連の仕事 を続けてきましたが、解雇され、仕事先を 半年間探したものの全く見つからず、貯金 も底をついたため、アパートを追い出され ます。郷里に戻ることも考えましが、既に 妹が結婚し、家を継いでいることから、東 京で頑張ることを決意します。

社会参加から就労へ

私(Aさん)は、高校を中退後、アルバイトをしていましたが、アルバイト先での トラブルで辞めてからは、母親を介護することで、自分の役割がここにあると思 うようになり、特に就職する必要性を感じなくなっていました。しかし、支援員と 何度も話すうちに、近くにある「男性介護者の会」に興味が湧いてきました。 試し に行ってみたところ、互いの苦労をねぎらい、自分の存在を認めてもらえる仲間 に出会うことができ、やがて一緒に活動するようになりました。徐々に自信を取 り戻し、今度は支援員に、ひきこもりの人などにも理解のある飲食店を紹介して もらい、働き始めました。始めは、環境に慣れずに休みがちでしたが、職場の理 解も得ながら徐々に休みも減りました。母親の介護は介護保険を申請し、ヘル パーさんに来てもらっており、今では充実した毎日を送っています。

住居確保給付金と就労訓練事業による支援

私(Bさん)は貯金が少なくなり、このままではアパートを出ていかねばならず、 切迫した状況にありました。支援員からは、まずは安定した住居を確保する必要 があるということで、住居確保給付金の制度の説明を受け、給付の決定を受ける ことができました。就労については、私には調理スキルがあったことから、飲食 業での就労を望みましたが、焦らず時間をかけて生活を立て直すことが大事だと 考え、生活リズムを整え、対人スキルを身につけることを短期目標とし、就労訓 練事業の非雇用型として高齢者施設に通うことになりました。始めは、利用者と のコミュニケーションに苦労しましたが、訓練を続けた結果、非雇用型から雇用 型に切り替わりました。今では、人の役に立ちたいという思いから、ヘルパー資 格を取るべく準備を進めています。

本人だけでなく家族も含めた包括的な支援

私(Cさん)は、飲食店を倒産に追い込んでしまったことで、完全に自信を失い 悲観的になっていましたが、働きたいという気持ちは持ち続けていました。支援 員と話すうちに、飲食店を経営した経験があるということは自分にとっての強み であると前向きに考えられるようになり、支援員の支援もあり、調理補助の正社 員として就職することができました。私が仕事を開始したことで、妻はパートを 1つに減らすことができ、生活に余裕ができたことで、家族に対しても優しく接 することが出来るようになりました。長女と一緒に過ごす時間を持つことができ るようになったことで、長女の生活習慣が改善されていきました。また、長女は 学習支援に通うことで、高校に進学して、将来やりたいことを見つけたいと考え るようになり、担任教員の協力のもと、今では学校にも通えるようになりました。

他制度を活用した複合的な支援

私(Dさん)は、健康状態が気になっていたものの、健康保険料を払っておらず、 無保険状態であったため通院できませんでした。便潜血があり、3日間も何も食 べていないということを支援員に相談すると、緊急性があると判断され、生活保 護の申請を行うとともに、一時生活支援事業を利用することになりました。1週 間後に、生活保護の決定(医療扶助)があり、通院することができました。その後 は、一時生活支援事業が利用できる3ヶ月間に、就労ができるような健康状態 に回復するまで支援してもらい、回復してからアルバイトを探して、貯蓄すること を目標にしました。その結果、一時生活支援事業の支援期間終了と同時にアルバ イト先に採用されることになり、生活保護(医療扶助)は廃止となりました。今で は職場にも慣れ、生活も安定しています。